

災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲は、乙の協力を得て被災者に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（物資と要請方法）

第2条 甲は、応急対応等のため、各号に定める物資が必要となった場合は、物資要請・手配確認書（様式第1号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

- (1) 食料品、日用品等の生活必需品
- (2) 医薬部外品
- (3) その他、甲が必要とするもの

（物資の供給）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに甲に物資を供給するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する。

- 2 引渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、乙が行う物資の運搬に当たっては、被災の状況等に応じ、道路状況の情報提供をはじめ、当該引き渡し場所や設備面での安全確保に努めるものとする。
- 4 甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。
- 5 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに完了報告書（様式第1号）により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡しの日時及び場所
 - (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(代金及び費用の負担と価格の決定)

第5条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項における物資の代金は、災害発生時の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。また、運搬等に係る費用も同様とする。

(代金及び費用の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により決定された代金及び費用について、乙からの請求書を受理したときは、速やかに代金を支払うものとする。

(連絡責任者等)

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書(様式第2号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

2 平時から緊急時の連絡体制等について確認、情報交換を行うとともに、必要な訓練の実施に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定は、協定締結の日から効力が生じるものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年6月27日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市長 須田 博行

乙 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
みやぎ生活協同組合
代表理事 専務理事 尾川 輝敏